

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 機能強化加算
- 時間外対応加算 1
- がん性疼痛緩和指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 別添 1 の「第 9」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- 酸素の購入単価

(2024 年 11 月 1 日時点)